

入札説明書

「木更津工業高専国際寮（仮称）新営その他工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年6月26日

2 契約担当等 木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 後藤 勉

3 工事概要等

(1) 工事名 木更津工業高専国際寮（仮称）新営その他工事

(2) 工事場所 千葉県木更津市清見台東2-11-1 木更津工業高等専門学校構内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 令和3年3月31日（水）まで

(5) 使用する主要な資機材

コンクリート 約1,168.8 m³

鉄筋 約122.73 t

板ガラス 約164 m² (t換算すると4.51 t)

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（様式自由）を契約担当役に対し、下記9（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(8) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 入札時積算数量書活用方式の試行

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量

を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合のみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成31、32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A等級、B等級又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと。
 - (5) 平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階以上かつ延べ面積500m²以上の建物の新営工事若しくは地上3階以上かつ延べ面積1,500m²以上の建物の全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- 経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・1級建築士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害される場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 千葉県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りな

がら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- (12) 誓約書（別添1）の提出が可能であること。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社みかんぐみ

・今後発注予定の「木更津工業高専国際寮（仮称）新営その他工事監理業務」の落札者

- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記（2）④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定す

る。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点、「加算点」は最高 22 点、「施工体制評価点」は最高 30 点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記 (3) ①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、下記 (3) ③の評価項目について評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記 (2) ②及び③によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
・評価値 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

	評価項目	評価基準及び評価方式	評価点数	
			配点	満点
① 企 業 の 技 術 力	企業の施工能力	同種工事(※1)の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事(※1)の実績あり	2
		その他の発注者による同種工事(※1)の実績あり	1	
		同種工事(※1)の実績なし	欠格	
	工事成績	工事成績相互利用登録発注機関(※2)が発注した建築一式工事における平成30年度以降に完成した工事成績の平均※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		5
		・84点以上	5	
		・81点以上84点未満	4	
		・78点以上81点未満	3	
		・75点以上78点未満	2	
		・72点以上75点未満	1	
		・72点未満(含実績無し)	0	
		・各年度(過去2年度)の平均点が、2年連続で65点未満	欠格	
		・文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等(※3)に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。		
配置予定技術者的能力(※)	資格	1級建築施工管理技士又は1級建築士	1	1
		資格なし	欠格	

④ 施工 実績	同種工事（※1）の施工 経験	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事（※1）において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	3	3	
		その他の発注者による同種工事（※1）において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	2		
		同種工事（※1）において、主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり	1		
		同種工事（※1）の経験なし	欠格		
	工事成績	同種工事（※1）の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成28年度以降に完成した工事に限る）（工事成績相互利用登録発注機関（※2）が発注した工事）		5	
		※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			
		・83点以上	5		
		・82点以上83点未満	4.5		
		・81点以上82点未満	4		
		・80点以上81点未満	3.5		
		・79点以上80点未満	3		
		・78点以上79点未満	2.5		
		・77点以上78点未満	2		
		・76点以上77点未満	1.5		
		・75点以上76点未満	1		
		・72点以上75点未満	0.5		
		・72点未満（含実績無し）	0		
		・65点未満〔欠格〕	欠格		
② 企業 の信 頼性 ・ 社会 性	法令遵守 (コンプライ アンス)	事故及び不誠実な行為	あり（※5）	-1	0
			なし	0	
	全社的な対応状況	法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されている		1	1
		法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されていない		0	
	地域精通度	地理的条件(緊急時の施工体制)	当該市町村（木更津市）及び隣接する当該都道府県内の市町村に技術者・資機材等の拠点あり	1	1
			当該市町村（木更津市）及び隣接する当該都道府県内の市町村に技術者・資機材等の拠点なし	0	
	地域貢献度	ボランティア活動による地域貢献度の実績	千葉県内における平成30年度以降の実績		1
			活動実績あり	1	

		活動実績なし	0	
労働福祉の状況 (障害者の雇用状況)	あり	1	1	
	なし	0		
災害協定への参加状況	千葉県内における行政機関との災害協定の有無)		1	
	千葉県内の行政機関と災害協定を締結している。	1		
	千葉県内の行政機関と災害協定を締結していない。	0		
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	あり (※ 6)	1	1
		なし	0	
合 計			22 点	

※ 1 「同種工事」とは、上記 4 (5) の工事をいう。

※ 2 「工事成績相互利用登録発注機関」は、国土交通省の以下のホームページを参照すること。
公共建築工事に関する工事成績の相互利用について

(http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

※ 3 「文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表 1 に掲げるものをいう。

※ 4 配置予定の監理技術者等について、複数の者で申請があった場合の採点は、複数の者のうち評価点が最低値のものを採用する。

※ 5 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 関東地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は千葉県を区域に含む営業停止の期間が 2 週間以上 1 ヶ月未満、及び期間終了後 3 ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ② 関東地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は千葉県を区域に含む営業停止の期間が 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満、及び期間終了後 4 ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③ 関東地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は千葉県を区域に含む営業停止の期間が 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満、及び期間終了後 5 ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④ 関東地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は千葉県を区域に含む営業停止の期間が 3 ヶ月以上、及び期間終了後 6 ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

※ 6 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る）

- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

評価項目	評価基準	評価点数	
		配点	満点
③企業の施工体制	優：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
	良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
	可：その他。	0	
施工体制確保の確実性	優：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
	良：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
	可：その他。	0	
合計		30	

7 担当部局

〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1

木更津工業高等専門学校総務課施設係

電話番号 0438-30-4029

8 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（契約事務取扱規則第32条に基づく価格をいう。以下「低入札価格調査基準価格」という。別添2のI1を参照のこと。）以上の者にあっては、電話によるヒアリングとすることがある。

- (1) 日時 令和2年7月30日（木）から令和2年8月6日（木）まで
- (2) 場所及び方法 追って連絡する。
- (3) 資料の提出 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格に満た

ない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記12（3）の開札後、令和2年7月30日（木）17時00分までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は持参又は郵送により令和2年8月6日（木）15時00分までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求ることとなる追加資料は、別添2のI2のとおり。

また、低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、下記12（3）の開札後速やかに追加資料提出の意向確認を求める場合がある。その際、追加資料提出の意向のない者については、下記12（3）の開札後、追加資料提出を行わない旨を令和2年8月3日（月）10時00分までに上記7へ書面（様式任意）により提出（持参又は郵送とする。）すること。その場合にあっては、入札を無効として取り扱うものとする。

（4）その他 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。下記①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別添2のI3のとおり。

① 追加資料の提出を行わない場合

- （ア）資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合
- （イ）資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任を受けた者を含む。）
- （ウ）資料の全部又は一部が未提出の場合
- （エ）資料の全部又は主要な部分の記載がない場合
- （オ）資料が指定された様式で提出されていない場合
- （カ）提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない。）

② ヒアリングに応じない場合

- （ア）ヒアリング日時に出席しない場合（天災、事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）
- （イ）競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも1名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）
- （ウ）入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

9 競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について

て確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 令和2年6月26日（金）から令和2年7月10日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日の7月10日（金）は、15時00分まで）。

② 提出先： 上記7に同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により行うものとする。
提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。（頁の例：1／●●～●●／●●）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり、申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（2） 資料を提出する際、申請書は、別記様式1により作成すること。（紙で申請の場合、別記様式1に押印の上、別記様式2以降の必要な資料を添付し提出。電子入札で申請の場合、PDFデータ等により別記様式1（押印不要）及び別記様式2以降の必要な資料を添付し電子入札システムに提出。）

なお、①同種工事の施工実績、③配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成17年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6（3）表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6（3）表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の

促進に関する法律」(平成12年法律第127号) 第2条第1項により規定する法人をいう。

② 工事成績（別記様式3）

建築一式工事における平成30年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、建築一式工事における平成30年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成30年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ⅲ) の工事の品質に関わる問題に關し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- i) 上記6(3)表中「工事成績」において、2年連続で各年度（過去2年度）の平均点が65点未満である場合。
- ii) 経常建設共同企業体又はその構成員がi)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。
- iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、上記6(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別記様式4）

- i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6(3)表中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、

同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6（3）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（ii）を含む。）。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6（3）表中「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事の平成28年度以降に完成した工事成績を1件記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- ・上記6（3）表中「工事成績」において、65点未満である場合。

iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

④ 事故及び不誠実な行為（別記様式5）

全国又は関東地区において、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び千葉県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内（令和2年1月30日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について記載すること。

⑤ 法令遵守に対する全社的な対応状況（別記様式5）

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑥ 地理的条件（緊急時の施工体制）（別記様式6）

当該市町村（木更津市）及び隣接する当該都道府県内の市町村に技術者・資機材の拠点がある場合は、別記様式6に記載すること。

⑦ ボランティア活動による地域貢献度の実績（別記様式7）

平成30年度以降に千葉県内における実績を記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑧ 労働福祉の状況（障害者の雇用状況）（別記様式8）

障害者の雇用状況について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑨ 災害協定への参加状況（別記様式9）

千葉県内の行政機関と災害協定の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

なお、行政機関とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第2条第1項に定める機関及び地方公共団体の機関をいう。

また、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について災害協定がある場合のみ評価する。

⑩ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式10）

認定の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑪ 誓約書の提出について（別記様式11）

上記4（12）について、契約の相手方となった場合、契約締結前に誓約書（別添1）の提出を求めるため、別記様式9にその可否について記載すること。原則、契約を締結する際には、誓約書の提出を求めるが、提出することができない場合は、その理由を具体的に明記すること。理由によっては競争参加資格を認める。なお、本誓約書の有効期限を平成30・31・32年度とすることから、平成30年度以降に本発注者と契約を締結した実績があり、既に誓約書を提出済みの場合は、この様式に代わり、その写しを添付すること。

（3）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングは行わない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年7月17日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2010 形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel (Excel2010 形式以下で保存)
- ・JustSystem 一太郎 (拡張子「.jtd」形式で保存)
- ・PDF ファイル (Acrobat8 以下で保存)

2) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み PDF に変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、申請書類の全てを、上記（1）①の期間内に、上記7まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送する旨の明示
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、持参又は郵送による場合は押印すること。また、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和2年7月28日（火）17時00分

- ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和2年8月4日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 1 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和2年6月29日（月）から令和2年7月17日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日の7月17日（金）は、15時00分まで）。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。電子入札システムによる提出は認めない。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間：令和2年7月22日（水）から令和2年7月29日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所：木更津工業高専ホームページ (<http://www.kisarazu.ac.jp/>) で閲覧に供する。

1 2 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和2年7月29日（水）の8時30分から17時00分まで。
- (2) 入札場所：〒292-0041 千葉県木更津市清見台東2-11-1
木更津工業高等専門学校入札室（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和2年7月30日（木）10時00分
- (4) 開札場所：入札場所に同じ。
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1 3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、入札参加者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- ① 提出期間：令和2年7月20日（月）から令和2年7月29日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日の7月29日（水）は、15時00分まで。）。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。
 - ④ 保証期間：令和2年8月7日（金）
 - ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、別表3各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。
 - ⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

また、契約担当役は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り

替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

1.5 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものでなければならない。

また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2010 形式以下で保存)
- ・ Microsoft Excel (Excel2010 形式以下で保存)
- ・ JustSystem 一太郎 (拡張子「.jtd」形式で保存)
- ・ PDF ファイル (Acrobat8 以下で保存)

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(3) 工事費内訳書は、上記3(8)入札時積算数量書活用方式の試行③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表2各項に該当する場合については、競争加入者心得第31第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(5) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と一緒に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記

載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が（1）に違反して行われず、競争加入者心得第31第11号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

1 6 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関する職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 7 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 8 落札者の決定方法

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規則第32条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規則第32条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については、別添2のI1を参照すること。

1 9 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要

領に基づく指名停止を行うものとする。

2 0 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 1 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 2 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

2 3 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

2 4 受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく、住宅建設瑕疵担保責任保険を締結又は住宅建設瑕疵担保保証金の供託をするものとする。

2 5 非落札理由の説明

（1） 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先： 上記7に同じ。

② 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

（2） 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

2 6 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記10（2）又は25（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、契約監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）による。
提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

2 7 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

2 8 手続における交渉の有無 無

2 9 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 0 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内に達しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2者以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の5-4「くじになった場合の取扱い」による。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② I Cカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているI Cカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

(11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ) 当機構との間の取引高

ウ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当機構に提供する情報

ア) 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	
自然科学研究機構	
高エネルギー加速器研究機構	
情報・システム研究機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表2

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出されている場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

別表3

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		